

[事案 23-44] 災害通院給付金支払請求

・平成 23 年 9 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

骨折による通院を理由として通院給付金を請求したところ、支払われなかったことを不服として申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 1 月に、災害通院特約を付加した生存給付保険に加入した。自己の職場では労災が多発していたことをきっかけとした加入であり、契約の際には、募集人から「入院日額 2 万円、通院日額 1 万円」と何回も聞いて確認していた。しかし、平成 23 年 3 月に骨折の傷害で通院給付金の請求をしたところ、募集人の説明に反し、通院給付金が支払われなかったことに納得がいかない。

<保険会社の主張>

下記の理由から、申立人の災害通院給付金支払請求に応ずることはできない。

- (1) 申立契約の当時、災害通院特約は販売しておらず、申立契約には災害通院特約が付加されていない。
- (2) 申立人が申立契約を申し込む前および申込時に、募集人が災害通院特約を付加した契約であることを誤認させるような説明を行った事実は認められない。募集人は、紹介者から「入院保障だけでいい」と聞いていたために、入院特約のみを付加した提案書を提示し説明しており、通院日額についての発言はしていない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人は、災害通院特約が契約上成立している旨の主張をしているものと解釈し、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により、本件申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

- (1) 申立契約の特約として付加されているのは、災害入院特約（日額 2 万円）および手術給付金付疾病入院特約（日額 2 万円）のみである。そもそも申立契約の契約当時、災害通院特約は販売停止になっており、パンフレットや約款にもその記載がなく、申立人の主張する災害通院特約が法的に成立する余地はない。
- (2) 募集人が申立人に対して、「通院の場合は 1 日 1 万円」と説明したとの事実を裏付ける客観的な証拠はなく、そのような事実を認めることはできない。